

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年11月25日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 稲荷団地	霧島市隼人町住吉1874番地	簡易耐火構造平家建	12	」を
	霧島市隼人町住吉1874番地	簡易耐火構造平家建	14	

「 稲荷団地	霧島市隼人町住吉1874番地	簡易耐火構造平家建	12	」に、
	霧島市隼人町住吉1874番地	簡易耐火構造平家建	13	

「 木之房団地	霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	32	平成23	」を
	霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	16	平成25	

「 木之房団地	霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	32	平成23	」に改める。
	霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	16	平成25	
	霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	20	平成26	
	霧島市隼人町内1215番地1	木造平家建	2	平成26	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表木之房団地の一部に中層耐火構造4階建の項を加える改正規定 平成27年2月1日
- (2) 別表木之房団地の一部に木造平家建の項を加える改正規定 平成27年4月1日

(提案理由)

木之房団地の建替工事が平成27年1月及び3月に完了することに伴い、同団地を完成の翌月から市営住宅として設置し管理すること及び稲荷団地1戸を廃止することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。